

委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

- 第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
- 1 契約図書
 - 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2
- 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）一部改正（令和3年4月1日）」（三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧）を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重県業務委託共通仕様書第1編1-11-3に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

- 第3
- 1 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
 - 2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこ

と。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたとときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次スクリーニング計画の作成） 特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、「大規模盛土造成地変動予測調査業務委託」（第二次スクリーニング計画の作成）について適用する。

第2条 目的

本業務は、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（平成27年5月）及び令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告（令和2年3月公表 国土交通省）に基づき、大規模盛土造成地調査の第一次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地を対象とし、第二次スクリーニングを計画的に実施するための優先度評価を行うことを目的とする。

第3条 通則

受注者は、業務の着手にあたり、監督員（設計業務等委託契約書の条項第9条に規定する監督員をいう。以下同じ。）と詳細にわたる協議を行い承諾を受けた後、作業を進めるものとする。

また、受注者は作業中においても監督員と適宜打合せを行い、疑義が生じた場合は監督員の指示を受けるものとする。

なお、受注者は、この打合せを行った際、その都度打合せ記録を作成し、監督員の確認を受けるものとする。

第4条 準拠図書

本業務は、本仕様書のほか、三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）一部改正（令和3年4月1日）（以下「共通仕様書」という。）、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月 国土交通省）、令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告（令和2年3月公表 国土交通省）及び人工改変地形データ抽出のための手順書（平成22年2月 国土地理院）に準拠するものとする。

第5条 提出書類

設計業務等委託契約書の条項及び共通仕様書に定めるもののほか、必要に応じ以下のものを提出するものとする。

- ・打合せ記録
- ・その他、監督員が指示するもの

第6条 調査対象

本業務の調査対象は下記とする。

- ・四日市市内の大規模盛土造成地176箇所（谷埋め型172箇所・腹付け型4箇所）
（調査対象面積 A = 5, 186, 030 m²）

* 詳細な位置については、下記HPをご確認ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1584324058420/index.html>

第7条 業務内容

1) 第二次スクリーニング計画の作成

①計画準備

受注者は、本業務を実施するにあたり、業務内容について十分把握し、業務全体の方針及び業務実施体制について業務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこととする。

②基礎資料収集・整理

第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地を対象に下記の項目について整理する。

・造成年代

宅地の災害防止に係る各種規制の制定・改正時期や開発許可等の審査を開始した時期等を参考に基準年を設定し、優先度を評価する。

(造成年代については、令和元年度大規模盛土造成地調査業務委託にて調査済み)

・変動確率

盛土形状、地山勾配および地下水の有無等を変数パラメータとし、盛土の安定性を概略評価する。

・保全対象

滑動崩落が生じた場合の保全対象である住宅および公共施設等（道路、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地または避難路）を基礎資料に基づき確認する。

・既往の地盤情報資料

盛土区域内の地盤情報について、優先度評価の参考となる地形・地質情報、ボーリング調査及び地下水位等に係わる資料を調査し、必要で収集可能な資料を発注者及びその他機関（三重県建設技術センター等）より調達するものとする。資料取得の際に発注者による申請手続きが必要となった場合は、受注者は速やかに発注者に申し出るものとする。

・その他必要と認められる項目（監督員と協議の上決定する）

③現地踏査・宅地カルテの整理

第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地を対象に現地踏査を行い、下記の項目について宅地カルテに整理する。

・盛土及び擁壁の形状と構造

・宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無

・地下水の有無

・盛土下の不安定な土層の有無

・その他必要と認められる項目（監督員と協議の上決定する）

④優先度評価・簡易地盤調査実施箇所の選定

現地踏査結果を踏まえ、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月 国土交通省）及び令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告

(令和2年3月公表 国土交通省)に示される優先度の評価フローに基づき、詳細調査優先度について評価を行う。優先度の評価にあたっては、盛土形状、地山勾配及び地下水の有無等を変数パラメータとした盛土の安定性を評価する変動確率や、造成宅地周辺の保全対象施設等の有無により判断するものとする。

また、保全対象等の状況を勘案し、簡易地盤調査を実施する箇所を選定する。なお、本業務では簡易地盤調査対象箇所数を32箇所程度と想定しているが、現地踏査等の結果により、箇所数に増減がある場合は監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

⑤簡易地盤調査

優先度評価において選定された箇所に対し、地盤の強度や地下水の情報を取得することを目的として、簡易地盤調査を実施する。簡易地盤調査の方法については、深度10mまではスウェーデン式サウンディング、深度10mを超える場合は三成分コーン貫入試験(CPT)を基本とするが、現地の状況や地盤状況等を勘案し現状に応じた最適な地盤調査方法を監督員と協議の上で実施するものとする。また、調査地が私有地となる場合は監督員と調整の上、地権者等に十分な説明を行うこと。

⑥第二次スクリーニング計画作成

現地踏査及び簡易地盤調査結果を踏まえ、第二次スクリーニングの相対的な優先度を評価する。なお、第二次スクリーニング調査が必要と判定された大規模盛土造成地箇所については、今後の調査方針や留意点等を取りまとめた第二次スクリーニング実施計画を作成する。

第8条 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書 3部
- ・ 電子データ 2部
- ・ その他必要と認められるもの 1式

本業務完了後であっても発注者の求めがあった場合は、データ等必要な情報を提供しなければならないものとする。

また、上記について発注者が段階確認及び打合せに際して必要な範囲で提出を求めた場合は、業務の履行途中でもそれらに応じるものとする。

本業務の成果物について、納入後に契約不適合が発見された場合は受注者において必要な修正を行うものとする。

第9条 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から令和4年2月28日とする。

第10条 打合せ・協議等

業務打合せは、原則として、初回打合せ、中間打合せ(2回)、成果品納入時の計4回とし、いずれも管理技術者が立ち会うものとする。

受託期間中は、監督員と打合せ、又は協議、進捗状況報告等を行うこと。また、必ず打合せ議

事録を作成し、後日、監督員の了解を得ること。なお、必要な協議が生じた場合は、随時行うこととする。

第11条 完了検査

(1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知すること。

(2) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。

(3) 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 完了検査において成果品等に修正等が生じた場合は、相互に確認の上受注者は修正するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。また、業務完了後においても不具合等が生じた場合は、相互で協議の上、受注者はその修正に努め、これに要する費用は受注者の負担とする。

第12条 支払い方法

本業務の支払い方法については、本業務完了後の完了払いとする。

第13条 資料の貸与

別添に示す貸与可能な資料の他、発注者が所有するものについては、受注者は必要に応じて発注者の承諾を受けて資料を借用することができる。ただし、当該資料を発注者の承諾なく他への公表もしくは貸与してはならない。また、受注者が収集する情報は各提供者から直接受けるものとし、当該授受及び複写等に要する費用は受注者の負担とする。

第14条 成果物の帰属

本業務の成果物の所有権、使用权及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。

受注者は、本業務の成果物を発注者の了承を得ずに公表または貸与してはならない。

また、受注者は成果物に係る著作権人格権を将来にわたって行使しないものとする。

第15条 秘密厳守

受注者は、業務を行う上で知り得た情報の一切を第三者に漏らしてはならない。

第16条 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、現地踏査等の実施にあたり、当該土地所有者の承諾が必要なときは、発注者と協力し、その承諾を得るものとする。また、身分証明願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとする。また、現地踏査においては腕章を身に付け、身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

(2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを掲示

するものとする。また、服装・言動について十分注意を払うものとする。

(3) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等は、身分証明書を遅滞なく発注者に返却するものとする。

第17条 会計検査時の協力

会計検査実施時には立会い説明等の協力をするものとする。

第18条 その他

(1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じた場合には、発注者と協議のうえ対応するものとし、業務を進めるうえで指示を受ける必要のある項目が生じたときは調査し報告しなければならない。

(2) 業務を進めるうえで、受注者の不注意により生じた業務外費用及び第三者に及ぼした損害に要した費用は、受注者の負担とする。

別添

*貸与可能な資料

- 1 令和元年度 大規模盛土造成地調査業務委託 報告書
- 2 平成 21 年度大規模盛土造成地の分布調査業務 報告書
- 3 平成 22 年度大規模盛土造成地の分布調査業務 報告書

注) 貸与先は四日市市開発審査課

特記仕様書（設計業務、地質・土質調査条件一覧表）

NO. 1

| 明示項目 | 明示事項（条件及び内容） |
|----------|--|
| ア 設計積算条件 | <input type="checkbox"/> 積算基準 三重県県土整備部制定 令和2年11月制定 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和3年4月1日制定 【令和3年6月1日一部改訂】 |
| イ 適用図書 | <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県） 平成27年11月制定 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県） 【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年4月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和2年8月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年4月） <input type="checkbox"/> 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行 【平成30年2月28日変更】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、 令和元年度大規模盛土造成地防災検討会報告、 人工改変地形データ抽出のための手順書） |
| ウ 業務計画等 | <input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（簡易地盤調査については、現地調査を踏まえ、優先度評価の結果より場所を選定し、業務計画を作成し提出すること。） |
| エ 成果の提出 | <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル 【令和2年8月改訂】 相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（本業務における成果物の提出は、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託特記仕様書によるものとする。） |
| オ 工程関係 | <input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（現地調査着手前に、回覧等により地域自治会への周知が必要となります。） |

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和3年6月

特記仕様書（設計業務、地質・土質調査条件一覧表）

NO. 2

| 明示項目 | 明示事項（条件及び内容） |
|-------------|--|
| カ 管理技術者の要件 | <p>管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門 土質及び基礎 科目 ） （ <input checked="" type="checkbox"/> 応用理学部門 地質 科目 ） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 地質部門又は土質及び基礎部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 |
| 管理技術者のその他要件 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| キ 照査技術者 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 第二次スクリーニング計画の作成 ） |
| 照査技術者の要件 | <p>照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 建設部門 土質及び基礎 科目 ） （ <input checked="" type="checkbox"/> 応用理学部門 地質 科目 ） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 地質部門又は土質及び基礎部門 ） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 照査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input checked="" type="checkbox"/> その他（大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説、令和元年度大規模盛土造成地防災検討会報告、人工改変地形データ抽出のための手順書） |
| ク 打合せ等 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 |
| ケ 資料の貸与 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託特記仕様書による。 ） |
| コ 業務条件 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 （ ） |
| サ その他 | <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別途特記仕様書記載内容において業務を実施すること。 ） |

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

設計業務、地質・土質調査条件項目表

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託（第二次スクリーニング計画の作成）

設計業務

| 項目 | 設計条件 |
|---------|------------|
| ライトバン日数 | 現地踏査 4箇所/日 |

地質調査業務

| 項目 | 設計条件 |
|---------|----------------------|
| ライトバン日数 | スウェーデン式サウンディング 3箇所/日 |
| | 三成分コーン試験 2箇所/日 |

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある